

第1回長野市立大豆島公民館運営審議会次第

日 時 令和元年6月3日(月) 午後1時30分
場 所 大豆島公民館 視聴覚室

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 公民館長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 職務代理者の選出
6. 審議事項
 - (1) 令和元年度大豆島公民館事業計画について
 - (2) その他

7. 閉 会



史跡めぐり「諏訪大社めぐり」
～狛犬・万治の石仏と彫刻を楽しむ旅～
万治の石仏

長野市立大豆島公民館運営審議会委員名簿

(任期 ～令和2年5月31日)

令和元年6月3日現在

氏名 (五十音順)	所属名
北村 清人	前大豆島地区住民自治協議会会長
久保田 学	長野市立大豆島小学校校長
倉島 富士子	大豆島地区更生保護女性会会長
小池 伸幸	大豆島保育園園長
玉井 久志	大豆島公民館副館長
轟 保則	大豆島地区民生委員児童委員協議会会長
中澤 和男	大豆島地区住民自治協議会会長
◎西沢 節	学識経験者
山崎 ひろ子	大豆島地区赤十字奉仕団委員長

◎：会長



大豆島甚句でご当地体操 パートⅡ



まめっこふれあい広場

運営審議会に関する社会教育法及び長野市立公民館条例の抜粋

○ 社会教育法（以下「法」という。）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 長野市立公民館条例

（公民館運営審議会）

第13条 法第29条第1項の規定により、公民館（指定管理者が管理する公民館を除く。）に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、法第30条第1項の規定により教育委員会が委嘱する。

3 審議会の名称及び委員の定数は、別表第4のとおりとする。（大豆島公民館の委員定数9名）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第14条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

令和元年度
大豆島公民館事業計画



【大豆島公民館 春季球技大会】

長野市立大豆島公民館

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

生涯学習推進計画

施策1 市民のニーズに応える学習環境づくり

～今を充実させ、未来をひらく～

施策2 市民の学びを生かす地域づくり

～生涯学習の成果を生かす～

施策3 市民の学びを支える体制づくり

～学習しやすい仕組みをつくる～

公民館の目的

公民館は、市町村その他一定の地区内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(社会教育法 5章20条)

公民館の重点目標

地域課題を掘り起こし、地域住民一人ひとりの生活要求や願いを的確にとらえ、地域の関連団体と連携しながら、それを学習課題にすえた講座・学級・集会等を企画するとともに、市民が自主的に仲間と学べる環境づくりをするなど、市民の課題解決への主体的取り組みを支援することを通して、市民の学習満足度を高め、人間尊重の精神や連帯感の醸成と自治能力の向上を図り、生活文化の振興、地域福祉の向上を目指す。

大豆島公民館事業方針

1 運営方針

大豆島地区内住民の生涯学習の拠点として、住民一人ひとりが自発的にそして身近で気軽に交流し参加できる場になるような教育及び文化に関する事業を行います。また、地区内の歴史、伝統文化や自然環境に対して関心を持ち、誇りを持てる明るく住みよい地域づくりのための学習活動や文化の振興を図ります。そして、地区内の住民相互の温かい人間関係をつくり、家庭・学校・地域が連携して地域課題の共有化を目指します。

2 重点目標

- (1) 基本的人権を尊重する人権同和教育講座に取り組んで、差別やいじめのない一人ひとりが大切にされる明るい社会を目指す。
- (2) 成人学校及び各種の講座・学級を開設し、学習活動を通じて住民の教養の向上及び地域課題等の共有化を図る。
- (3) 世代間の交流やグループの結び付きを図り、地域の教育力を高める。
- (4) 地域公民館に対し、その事業活動に協力し、地域に即応した行事・学習活動の充実を図る。
- (5) 図書の貸し出しを行い、読書意欲の向上を図る。
- (6) 社会教育団体の連絡・協調を通して、生涯学習の体制づくりを推進する。
- (7) 子育て支援、環境問題など現代的課題にも積極的に取り組む。



成人学校 絵画教室



手前味噌講座

令和元年度 長野市立大豆島公民館事業計画

事業	個別名	開催日	内容等
運営審議会	大豆島公民館運営審議会	6月3日(月) 3月2日(月)	事業計画について 事業報告について
広報	館報発行	6月1日(土) 10月1日(火) 1月1日(水)	館報「まめじま」発行 166号～168号 年3回 全戸配布 4,600部/回
地域公民館 育成	公民館報編集研修会	5月7日(火)	講師：信濃毎日新聞社 山崎 文智 先生
	地域公民館建設事業補助金	—	地域住民の自治及び社会教育活動の振興を図るため、町、集落、地域自治会等の団体が行う地域公民館建設事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
成人祝賀	成人式	8月14日(水)	歓談会、記念式典、記念撮影。 記念品は冊子「大豆島の歴史」と、大豆島の風景を描いた絵葉書の予定。
体育	春季球技大会	5月19日(日)	地区対抗球技大会(野球・ゲートボール)
	夏季球技大会	6月30日(日)	地区対抗球技大会(ソフトバレーボール)
	市民運動会	10月14日(月・祝)	
	冬季球技大会	1月19日(日)	地区対抗球技大会(卓球)
文化	史跡めぐり 「諏訪大社めぐり～狛犬・万治の石仏と彫刻を楽しむ旅～」	5月12日(日)	講師：相原 文哉 先生 内容：史跡を探訪し歴史・文化を学ぶ 受講者：99名
	娯楽大会	2月2日(日)	将棋、囲碁、マージャン、オセロ
人権同和 教育	人権同和教育講座 (松岡公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (上区公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (中区公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (下区公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (西風間公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (東風間公民館)	月 日 ()	講師：未定
	人権同和教育講座 (東区公民館)	月 日 ()	講師：未定

事業	個別名	開催日	内容等
成人学校	絵画教室	月曜日・午前 年24回	講師:小山 清 先生 受講者:12名(1学期現在)
	太極拳 初級	火曜日・午後 年36回	講師:轟 文子 先生 受講者:23名(1学期現在)
	太極拳 中級	木曜日・午前 年36回	講師:轟 文子 先生 受講者:23名(1学期現在)
	ピラティスヨガ	木曜日・午前 年24回	講師:塚田 佳代子 先生 受講者:13名(1学期現在)
	パッチワーク	木曜日・午後 年24回	講師:北村 明子 先生 受講者:13名(1学期現在)
	すぐ使える英語	木曜日・午後 年24回	講師:マクマーン ルーク 先生 受講者:13名(1学期現在)
	オカリナを愉しむ	金曜日・午前 年24回	講師:瀧澤 ヒトミ 先生 受講者:11名(1学期現在)
	家庭料理に活かす薬膳	金曜日・午前 年12回	講師:山岸 美智子 先生 受講者:12名(1学期現在)
次世代育成 支援 (まめっ子ふ れあい広 場)	子どもって可愛い！ 子育て講演会	4 月 17 日 (水)	講師:高橋 ピン子 先生 更生保護女性会
	いろいろたくさん パネルシアター	5 月 15 日 (水)	講師:パネルシアターこんぺいとう 更生保護女性会
	頑張るママに！ ストレッチ体操	6 月 19 日 (水)	講師:日野 文子 先生 更生保護女性会
	七夕コンサート 短冊に願いを	7 月 17 日 (水)	講師:ファミリーバンドおたまじゃくし 更生保護女性会
	産後ヨガ&ボンボン釣り会	8 月 21 日 (水)	講師:小野沢 智子 先生 更生保護女性会
	たのしい人形劇	9 月 18 日 (水)	講師:しらかばの会 更生保護女性会
	親子で一緒に！ ウォーキングダンス	10 月 16 日 (水)	講師:塚田 佳代子 先生 更生保護女性会
	パラバルーンで遊ぼう	11 月 20 日 (水)	講師:長野市派遣保育司 更生保護女性会
	リトミックでクリスマス！	12 月 18 日 (水)	講師:山岸 利香 先生・千野 佳月子 先生 更生保護女性会
	絵本が大好き！おはなし会	1 月 15 日 (水)	講師:長野市出前ひろば 更生保護女性会
	ママのための！ セルフケア&笑いヨガ	2 月 19 日 (水)	講師:林 美佐 先生 更生保護女性会
	キャラ弁作りのコツ、 教えます！	3 月 18 日 (水)	講師:宮澤 佳代子 先生 更生保護女性会

新

事業	個別名	開催日	内容等	
次世代育成 支援	まめっ子サロン	4月24日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	5月22日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	6月5日(水) 12 26	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	7月3日(水) 10	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	9月4日(水) 11 25	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	10月2日(水) 9 23	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	11月6日(水) 13 27	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	12月4日(水) 11 25	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	1月22日(水)	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	2月5日(水) 12 26	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	まめっ子サロン	3月4日(水) 11	民生委員児童委員協議会、更生保護女性会	
	次世代育成 支援 (親子学級)	夏休み子ども講座 工作	7月30日(火)	講師:信州新町化石博物館職員
夏休み子ども講座 スイーツ作り		8月3日(土)	講師:小竹 和江 先生	新
世代間交流	地元講師が教える しめ縄づくり	12月8日(日)	講師:西沢 利夫 先生(中区)	
文化・教養	作って飾るハーバリウム	5月28日(火)	講師:西浜 三奈 先生	新
	初夏の爽やかコンサート バイオリンの調べ	6月5日(水)	講師:牧 美花 先生	新
	布ぞうり作り講座	6月21日(金)	講師:大豆島公民館職員	新
	クラフトバンド講座(初級)	7月30日(水) 8月7日	講師:大豆島公民館職員	
	クラフトバンド講座(中級)	8月28日(水) 9月4日	講師:大豆島公民館職員	
	大豆島de響き愛吹奏楽祭	9月 日()	出演:大豆島小金管クラブ・犀陵中吹奏楽部・ 長野東高吹奏楽部	
	長谷寺・信毎工場見学	9月 日()	講師:長谷寺住職、信毎社員	
	オータムコンサート	10月 日()	講師:神林 杏子 先生 他1名	
	消しゴムはんこ。で年賀状	11月29日(金) 12月6日	講師:大豆島公民館職員	

事業	個別名	開催日	内容等	
文化・教養	布ぞうり作り講座 冬バージョン	1 月 日 ()	講師:大豆島公民館職員	新
	松代焼体験1	2 月 日 ()	講師:松代陶苑	
	松代焼体験2	2 月 日 ()	講師:松代陶苑	
	作品展	3 月 7 日 (土) 8 日 (日)	成人学校、サークルの作品展示及びステージ発表	
体育・レクリエーション	大豆島甚句でご当地体操 パートⅡ	4 月 24 日 (水)	講師:塚田 佳代子 先生	新
	大豆島甚句でご当地体操 「甚句の日いらっしゃ〜い」	毎 月 19 日		
食 育	手前味噌講座	5 月 14 日 (火)	講師:大豆島公民館職員	新
	おうちdeイタリアンⅡ	6 月 25 日 (火)	講師:高山 和則 先生	
	手打ちそば体験	11 月 28 日 (木)	講師:山本 秋子 先生	
	薬膳でおせち料理	12 月 日 ()	講師:山岸 美智子 先生	
環境学習	続・家庭菜園楽習会	1 29 2 12 2 月 26 日 (水) 3 11 3 25	講師:山本 宗輝 先生	
地域力向上	大豆島の文化財名菊 「巴の錦」苗頒布・ 定植・花芽管理講習会	6 23 7 月 7 日 (日) 8 25	講師:巴の錦保存会、重陽友の会	
展示事業	菊花展	10 月 27 日 (日) と 11 月 16 日 (土)	「巴の錦」栽培成果の発表	
その他	公民館図書 (南部図書分室)	通年	読書意欲の向上を図る	
	公民館施設の貸し出し	通年	住民交流・生涯学習の場を提供する	
	アートギャラリー大豆島	通年	作品展を通してふれあい、学ぶ機会を提供する	



作品展「成人学校 オカリナを愉しむ」



作品展「成人学校 パッチワーク」

大豆島公民館をご利用される皆さんへ

長野市立大豆島公民館

市立公民館は、社会教育施設として地域の皆さんの学習文化活動の拠点となる「共同の学習の場」です。下記の事項をお守りいただき、お互いに気持ちよく使用できるように心がけましょう。

1. 公民館使用区分	使用目的によって次の通り区分します。 (1) 無料で使用できる。(社会教育目的での使用) (2) 有料で使用できる。(社会教育目的以外での使用) (3) 使用できない。
2. 公民館使用時間	(1) 午前 8時30分～12時00分 (2) 午後 13時00分～17時00分 (3) 夜間 17時30分～21時30分 (4) 多目的ホール 8時30分～10時00分、10時00～12時00 13時00分～15時00分、15時00分～17時00分 17時30分～21時30分 ※ 使用前後の準備・片付け、整理整頓、清掃時間を含みます。 ※ 前後の使用団体に迷惑をかけないように、使用時間を守ってください。
3. 使用できる回数	(1) 一団体が1週間に利用できるのは原則1回とします。(午前・午後・夜間のいずれか1区分) ただし、不特定多数の参加者を対象とした講演会やダンスパーティ(発表)などは年1回とします。 (2) 料理教室は午前・午後を連続して使用できます。
4. 休館日について	年末年始 12月29日～1月3日は休館となります。 (お盆期間中は通常どおり開館しております。)
5. 使用条件について	一団体5人以上の団体が使用することができます。 市立公民館は主として青年及び成人に対して行われる組織的な教育活動の場であるため、 個人で使用することはできません。 また、以下の(1)～(7)に該当する場合も使用できません。 (1) もっぱら営利を目的とした行為 (2) 特定の政党の利害に関する事業 (3) 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為 (4) 特定の宗教・教派・教団を支持する行為 (5) 塾・教室や茶道・華道・舞踊等の講師が代表者となり、月謝を徴収する場合 (6) 飲食・休憩だけが目的の使用 (7) 未成年者だけの使用(保護者が申請し、保護者同伴で使用してください。) ※ 金銭の授受がある場合(営利を目的としない場合に限る)は、使用申請時に「予算書」を添付し、使用後は「決算書」を提出してください。
6. 使用申請について	(1) 年度ごとに「公民館使用団体届出書」(以下「団体届」という。)の提出をお願いします。 「団体届」の下欄の情報提供に関する同意欄に署名をいただいた場合は、市民の問い合わせに応じて「届出書」に記載されている内容を情報提供させていただきます。 (2) 公民館を使用する場合は「長野市立公民館使用許可申請書」(以下「申請書」という。)を公民館へ提出して許可を受けてください。電話での受付はしていません。(空き状況の問い合わせは電話でも受けております。) (3) 「申請書」は使用する日の前日までに提出してください。 (4) 毎月1日(1日が休日の場合は休み明け)から翌月分の貸館受付をします。 (抽選を希望する団体は午前8:40までに集合してください。) (5) 使用の取消・変更をする場合は、公民館に必ず連絡をしてください。

<p>7. 夜間・休日使用の場合の鍵の受取・返却</p>	<p>(1) 夜間及び休日等に使用する団体の代表(当番)の方は、責任をもって公民館の業務時間内(平日の午前 8:30~午後 5:15)に公民館窓口に鍵を受け取りに来て下さい。<u>(鍵を受け取り忘れると使用できなくなります。)</u></p> <p>(2) 鍵はできるだけ使用する日の前日に受け取りに来てください。</p> <p>(3) 鍵は「公民館(公園側)入口」と「使用する部屋」の鍵を兼ねていますので、使用後は、どちらも忘れずに施錠してください。</p> <p>(4) 使用後の鍵の返却は、公民館(公園側)入口の郵便受けに、「公民館使用報告書」(以下「使用報告書」という。)と一緒に投函してお帰りください。 ※ 夜間・休日使用後、支所側廊下の職員通用口からは退館しないでください。</p>
<p>8. 飲食を伴う使用について</p>	<p>カーペットや畳の部屋(視聴覚室、学習室 1・2、和室)での飲食は原則禁止。(水分補給は可)</p> <p>やむを得ず飲食を伴う場合は事前に申し出て、床にブルーシートを敷いてください。(ブルーシートは公民館でもお貸しします)。</p>
<p>9. 使用後の整理・整頓・清掃について</p>	<p>(1) 使用後は必ず「使用報告書」の提出をお願いします。</p> <p>(2) 使用後は必ず整理・整頓・清掃を行い、机やいすを元の状態に戻してください。</p> <p>(3) 多目的ホールは、倉庫にあるモップをかけ、モップについたホコリは掃除機で吸い取ってください。</p> <p>(4) カーペットや畳の部屋(視聴覚室、学習室 1・2、和室)は、給湯室のロッカーにある掃除機をかけてください。</p> <p>(5) 児童同伴の場合はトイレも点検して、必要に応じて清掃をしてください。</p> <p>(6) 施設や備品を破損した場合は、速やかに報告してください。</p> <p>(7) お茶殻やごみ類は必ずお持ち帰りください。</p>
<p>10. 喫煙・防火等について</p>	<p>(1) 喫煙は必ず喫煙室でお願いします。各部屋、共有スペース、トイレ等は禁煙です。</p> <p>(2) タバコの火は確実に消してください。また、吸殻のポイ捨ては、火事につながるため絶対にしないでください。</p> <p>(3) 火気(灰皿、ガス栓)・電気(エアコン、照明)・止水等の始末及び施錠について確認をし、火災予防を徹底してください。</p>
<p>11. その他</p>	<p>(1) 講座・サークル活動等で、自家用車でご来館の際は、できるだけ道向かいの北側大駐車場へ駐車して下さい。また、行事の開催と重なることがありますので、徒歩・自転車でのご来館にご協力をお願いします。</p> <p>(2) 視聴覚室を除いて防音設備はありません。大音量でのご使用は他の利用者の迷惑となります。また、平日は支所を利用する方もいらっしゃるので、憩いのスペースで騒ぐことのないようにお願いします。</p> <p>(3) 忘れ物のないようにご注意ください。忘れ物は事務室前に一時保管しておきますが、一定期間が過ぎたら処分させていただきます。</p> <p>(4) 電話の取り次ぎは、緊急時以外はできませんのでご了承ください。</p> <p>(5) 節電・節水のご協力をお願いします。</p>
<p>12. 使用を許可できない場合について</p>	<p>次に該当する場合には、公民館の使用を許可できませんのでご了承ください。(長野市公民館条例 第7条)</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき</p> <p>(2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (社交ダンスにおけるヒールカバー未装着による使用含む。)</p> <p>(3) その他使用が不適當であると認められるとき (施設管理及び施設内の秩序保持のため、公民館職員が使用状況の確認を行うことがあります。)</p>

公民館施設利用者数の推移(H20～H30)

課 名 家庭・地域学びの課

施 設 名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比(人数)
城山公民館 (総括)	65,945	76,213	72,519	75,421	67,919	63,231	△ 4,688
〃 (本館)	33,083	36,250	36,076	33,963	35,237	36,372	1,135
中部公民館 (総括)	28,727	26,619	25,846	19,611	17,234	36,071	18,837
〃 (本館)	22,415	20,881	19,827	16,550	15,133	14,648	△ 485
芹田公民館	44,955	54,304	56,103	52,088	44,758	26,053	△ 18,705
古牧公民館	31,703	36,059	33,580	32,738	32,872	34,014	1,142
三輪公民館	31,068	31,279	31,107	30,743	30,963	31,381	418
吉田公民館	56,538	66,434	65,795	55,155	54,750	55,104	354
古里公民館	32,597	31,923	31,648	31,364	32,139	28,424	△ 3,715
柳原公民館	27,387	30,066	23,296	23,214	35,178	39,024	3,846
浅川公民館	54,177	60,046	58,035	55,806	52,196	33,909	△ 18,287
大豆島公民館	36,568	39,746	40,171	51,505	54,424	54,728	304
朝陽公民館	27,431	32,141	32,307	31,668	28,138	32,068	3,930
若槻公民館	66,544	51,200	56,935	53,053	54,313	49,718	△ 4,595
長沼公民館	11,622	11,500	11,927	11,697	11,310	9,370	△ 1,940
安茂里公民館	61,168	51,475	51,401	52,889	52,878	54,493	1,615
小田切公民館	5,222	6,128	4,311	4,163	4,886	5,295	409
芋井公民館	2,632	2,447	5,049	5,203	4,073	4,462	389
篠ノ井公民館 (総括)	89,242	87,725	88,261	88,984	90,575	87,539	△ 3,036
〃 (本館)	44,931	43,227	44,813	45,264	45,053	44,090	△ 963
松代公民館 (総括)	59,102	61,479	59,440	62,227	62,287	56,225	△ 6,062
〃 (本館)	35,021	34,578	31,867	33,040	30,093	25,123	△ 4,970
若穂公民館 (総括)	39,541	44,448	45,525	44,454	42,004	36,215	△ 5,789
〃 (本館)	29,686	33,525	33,163	33,590	30,478	29,366	△ 1,112
川中島町公民館 (総括)	52,021	62,016	66,968	66,102	65,735	69,078	3,343
〃 (本館)	7,053	28,044	32,702	36,930	34,173	34,624	451
更北公民館 (総括)	111,386	105,444	96,278	88,223	98,874	86,552	△ 12,322
〃 (本館)	60,979	59,406	58,030	54,393	65,338	54,637	△ 10,701
七二会公民館	5,335	5,115	4,201	4,916	4,503	4,479	△ 24
信更公民館	4,754	5,596	5,394	5,839	5,454	6,063	609
豊野公民館	15,194	14,977	11,073	15,004	17,758	15,508	△ 2,250
戸隠公民館	5,250	5,582	5,149	4,910	4,411	3,780	△ 631
鬼無里公民館 (総括)	4,039	4,007	3,803	3,004	3,576	3,351	△ 225
〃 (本館)	2,585	2,622	2,576	2,295	2,051	2,154	103
大岡公民館	10,430	8,902	11,601	12,570	10,342	9,694	△ 648
信州新町公民館	5,516	6,620	8,253	8,101	9,030	8,463	△ 567
中条公民館	9,515	8,299	7,962	6,629	7,029	6,246	△ 783
公 民 館 合 計	995,609	1,027,790	1,013,938	997,281	999,609	950,538	△ 49,071

大豆島公民館の今後のあり方検討委員会（開催経過）

1 設置目的

市立公民館の指定管理者制度導入及びコミュニティセンター化の動きがある中で、大豆島公民館の今後の在り方について、公民館運営審議会、館長経験者、住自協、支所、公民館から委員を選任して検討するため。

2 委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	西沢 節	公民館運営審議会 会長
副委員長	北村 清人	住民自治協議会 会長
検討委員	町田 良夫	公民館運営審議会 職務代理者
検討委員	倉島 富士子	公民館運営審議会 委員
検討委員	田中 正子	公民館運営審議会 委員
検討委員	西内 勉	大豆島公民館 前館長
検討委員	中村 文博	住民自治協議会 区長
検討委員	西澤 良一	住民自治協議会 区長
検討委員	高池 国幸	住民自治協議会 事務局長
検討委員	丸山 修司	大豆島支所 支所長
事務局	丸山 忠良	大豆島公民館 館長
事務局	白石 洋一	大豆島公民館 係長

※第1回検討委員会の委員長は公民館運営審議会前会長の轟正満氏

3 開催経過

年月日	会議	会議事項
平成30年3月15日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の指定管理者制度導入及びコミュニティセンター化についての研修（教育委員会家庭・地域学びの課から説明） 委員長、副委員長の選出
平成30年6月26日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 川中島町公民館の事業概要について視察
平成30年9月12日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 川中島町公民館の視察結果について
平成30年11月13日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の指定管理について ～更北公民館前館長をお招きして～
平成31年1月16日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の指定管理について ～これまでの検討内容を踏まえて～ 次回の検討委員会について

4 検討結果

第5回検討委員会で、大豆島公民館の指定管理者制度の導入については、現段階では「導入しない」ということを満場一致で決定した。

長野市交流センターについて

1 公民館施設利用における課題（地域住民ニーズへの対応）

現在の公民館では対応できないニーズがある

- ・ 公民館で地域づくりに繋がる物販をしたい
- ・ 福祉事業にも利用したい
- ・ 放課後の学習の場として利用したい 等



長野市社会教育委員会議からの答申（H30. 12. 20）

- 利用上の制約を緩和することが適当である。
- モデル地区設定による試行を実施し、課題を洗い出すとともに、その対応を図りつつこれからの時代に合った制度を導入することが望ましい。

2 制限緩和による活用の拡大（活用例）

- ⇒ 【住民活動】…住自協で企画した特産物や地域で採れた野菜の販売
- ⇒ 【子育て支援】…子育て交流フリーマーケットやバザー
- ⇒ 【健康支援】…介護予防に繋がる各種健康事業
- ⇒ 【貸し館 等】…有料イベントや、商工会、商店会、個人商店の会議 など

3 モデル施設

年 月	内 容
H30年9月	9月市議会定例会 条例議案 等
12月	12月市議会定例会 指定管理者指定議案 等
H31年4月～	長野市交流センター モデル地区4館の運用開始

【直 営】…柳原、小田切

【指定管理】…長沼、篠ノ井